

令和3年5月13日	
資料提供	
担当課	県民生活課
担当者	中井・久保
電話	073-441-2350(直通) 2350(内線)

和歌山県再犯防止推進計画の策定について

県では、平成28年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づき、犯罪をした者が再び罪を犯すことのないよう、社会復帰に繋げるための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「和歌山県再犯防止推進計画」を策定しました。

1. 計画策定の趣旨・目的

犯罪をした者が同じ過ちを二度と繰り返すことがないように、社会の一員として自立した生活を送るためには、国・地方公共団体・民間協力者が一丸となり、「息の長い」支援が必要です。

様々な生きづらさを抱える犯罪をした者を地域社会の中で孤立させることなく、社会復帰へとつなぐための支援を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的として、本計画を策定しました。

2. 計画期間

令和3年度～令和5年度（3年間）

3. 計画の概要

別紙参照

【公表】

県民生活課ホームページに掲載

【お問い合わせ先】

和歌山県環境生活部県民局県民生活課

電話：073-441-2350(直通)

FAX：073-433-1771